

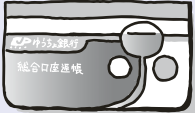

1 保険料の払込方法

【据置定期年金保険（保険料分割払）に限ります。】

約款参照

口座払込に関する特別条項、据置定期約款「第8・9条」

保険料の払込みには、次の方法があります。

<p>1 口座振替による 払込み (口座払込み)</p> 	<p>●指定の金融機関（当社が提携している金融機関に限ります。）の口座から一定の期日（振替日）に自動的に保険料を払い込む方法</p> <p>※保険料領収証は発行しません。 （振替結果は通帳で確認してください。）</p>
<p>2 窓口での 払込み (窓口払込み)</p> 	<p>●指定の郵便局または当社の支店に持参して払い込む方法</p>

⚠️ ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払込みから窓口での払込みに変更したときは、保険料が高くなる場合があります。
- 一部の例外を除き、郵便局または当社の支店から伺う集金人に払い込む方法（集金人を通じての払込み）はお取り扱いしておりません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、集金人を通じての払込みから窓口での払込みに変更することがあります。

② 保険料の前納払込み 【据置定期年金保険（保険料分割払）に限ります。】

将来の保険料を当月分と合わせて3か月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金利情勢によっては割引をしない場合があります。

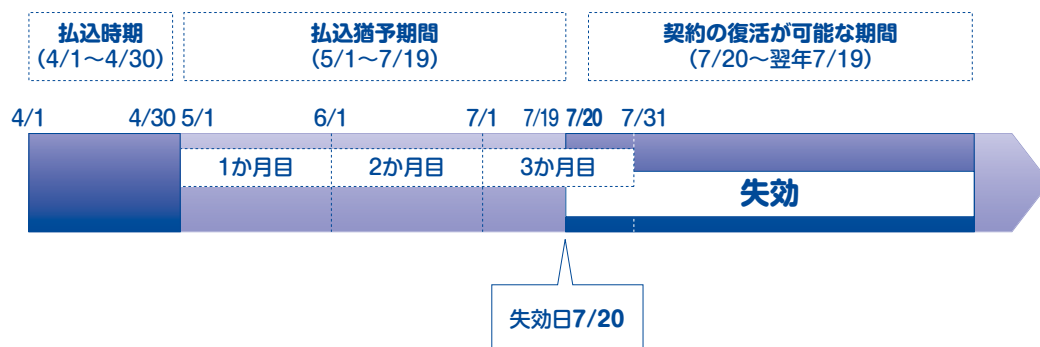
- 将来の保険料を当月分と合わせて1年1か月分以上まとめて払い込む場合（※）は、「金融機関の払込票」により、保険料を払い込むことができます。

（※）保険料払込期間の残期間すべてをまとめて払い込む場合は、1年1か月分未満であっても「金融機関の払込票」により保険料を払い込むことができます。

③ 保険料の払込猶予期間と契約の失効 【据置定期年金保険（保険料分割払）に限ります。】

保険料の払込みが遅れると、契約は効力を失います。

- 保険料は毎月末までに払い込んでください。一時的に保険料の払込みに差し支えがあるときは、次の例のような「払込猶予期間」が設けられています。
- 「払込猶予期間」内に保険料の払込みがないときは、契約は効力を失い（「失効」といいます。）、年金や特約保険金の受け取りや特約保険料の払込免除ができなくなります。
- 保険料の払込猶予期間の例（20日が契約日のとき）



⚠️ ご注意

- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みができなくても、そのときの解約返戻金の範囲内で自動的に保険料が立て替えられる制度）の取扱いはありません。
- 貸付けを受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

📖 約款参照

据置定期約款「第10条」、災害特約「第15条」、傷害入院特約「第16条」、疾病傷害入院特約「第18条」

💻 HP参照

具体的な「前納払込保険料」は、当社ホームページ
(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)
をご覧ください。

📖 約款参照

据置定期約款「第6・7条」

4 契約の復活 【据置定期年金保険（保険料分割払）に限ります。】

約款参照

据置定期約款「第12章」、特約「第15章」

基本契約・特約が効力を失った（失効した）ときでも、「失効後1年以内」で年金支払事由発生日前であれば、復活（基本契約・特約を有効な状態に戻すこと）の申込みができます。

(1) 必要な手続き

- 払込みがなかった期間の保険料およびその利息（利息は、基本契約に関するものに限ります。以下、このページでは同じ。）をまとめて払い込んでください。
- 無配当疾病傷害入院特約を付加した契約の復活を申し込むときは、健康状態などについてあらためて「告知」が必要です。

(2) 復活の保障（責任）開始の時期

- 復活を当社が承諾したときには**契約上の保障（責任）** ①が開始となります。
 - ① 無配当疾病傷害入院特約を付加していないとき
「払込みがなかった期間の保険料およびその利息の払込み」が完了した時
 - ② 無配当疾病傷害入院特約を付加したとき
「払込みがなかった期間の保険料およびその利息の払込み」および「告知」がともに完了した時

⚠️ ご注意

- 年金支払事由発生日以後であるとき、返戻金を請求したとき、または復活することにより年金額や特約保険金額が**加入限度額** ②を超えるとときは、契約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申込みのときには、**クーリング・オフ制度** ③は適用されません。

①しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始」

②しおり16P参照

「年金・特約保険金の加入限度額」

③しおり18P参照

「クーリング・オフ制度」

5 保険料の払込みが難しい場合 【据置定期年金保険（保険料分割払）に限ります。】

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「基本契約の保険料額の減額変更」や「保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更）」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取扱いとなります。

▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

● 保険料振替貸付 ①

一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受け、これを保険料に充当する方法です。なお、貸付金には利息がつきます。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

① 基本契約の保険料額の減額変更 ②

基本契約の保険料額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

② 特約保険金額の減額変更 ③

特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

③ 特約の解約 ④

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。



▶ 保険料の払込みを中止して契約を継続したいとき

● 保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更） ⑤

保険料の払込みを中止し、それまで払い込んだ保険料に見合う額に年金額および特約保険金額を減額する方法です。

①しおり・約款参照

「契約者貸付制度」（49ページ）、据置定期約款「第33条」、災害特約「第14条」、傷害入院特約「第15条」、疾病傷害入院特約「第17条」

②しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」（20ページ）、据置定期約款「第20条」

③しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」（20ページ）、災害特約「第27条」、傷害入院特約「第26条」、疾病傷害入院特約「第31条」

④しおり・約款参照

「契約の解約と返戻金」（51ページ）、災害特約「第32条」、傷害入院特約「第30条」、疾病傷害入院特約「第35条」

⑤約款参照

据置定期約款「第25条」